

第8章 歴史文化資源の防災・防犯対策

第1節 歴史文化資源の防災・防犯に関する現状と課題

近年、全国的に、自然災害や火災等による歴史文化資源の損傷や滅失被害が相次いでいる。歴史文化資源に被害を及ぼす自然災害は、本市においても過去に様々発生している。

本市は、「指宿市地域防災計画」（平成26年策定、令和3年11月30日改正）において、過去の災害の発生状況を考慮し、台風、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、火山災害、高潮、地震、津波、大規模な火事に重点を置いて計画を策定した。

上記のうち、本市において災害の事例が多いのは台風と豪雨である。

台風災害の事例は、昭和26年（1951）10月14日に鹿児島県本土に上陸したルース台風によるものがある。本市の建物被害は、全半壊が985棟、流失が14棟、浸水が458棟であった。

豪雨災害の事例は、平成5年（1993）7月6日～7日の「七夕豪雨」による災害がある。時間最大雨量54.0mm、日最大雨量304.0mmの豪雨により、鰻集落で土石流被害が発生した。建物全半壊が5棟、浸水が14棟、死者2名、負傷者3名であった。

台風と豪雨や火山災害等は、過去に歴史文化資源に対して大きな被害をもたらしたが、これらを参考にした防災計画が立案されていない点が課題である。

また、大規模な災害に備えた歴史文化資源の現状記録が整備されていない点が課題である。

大規模な火災の事例は、昭和13年（1938）2月24日の「東方大火」（焼失家屋358棟）や、昭和33年（1958）11月19日の「尾掛大火」（焼失家屋178棟）、昭和40年（1965）5月18日の大字開聞上野の火災（焼失家屋102棟）などがある。近年は、大規模な火災はほぼ発生していないが、歴史文化資源は火災による焼失などの危険が高いため、防火対策が課題である。

一方、田の神石像等の小型の石造物のように、野外にある歴史文化資源や無人の社に保管された歴史文化資源については、所有者や管理団体による防犯に関する対策が検討されていないような現状がある。このため、防犯意識の醸成が課題である。

そして、地域の貴重な歴史文化資源を守るために、指宿市役所の防災・防犯関係課や指宿南九州消防組合・指宿警察署との連携構築による体制整備が課題である。

大規模災害の場合の対応については、鹿児島県との連携による歴史文化資源の救済・保全が課題である。

第2節 歴史文化資源の防災・防犯に関する方針

「指宿市地域防災計画」の目的は、本市のそれぞれの機関が全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び、災害復旧対策を実施し、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することとしている。歴史文化資源の防災に関する方針については、同計画に準拠するとともに、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考に定めていくものとする。

また、本市は「指宿市強靱化地域計画」において、起きてはならない最悪の事態として、「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失」を挙げている。このような状況を避けるために、災害の際の市民の対応力向上や、コミュニティ力の構築、文化財の所有者または管理者による防災体制の確立を含めて、方針を定めていくものとする。

一方、歴史文化資源の防犯については、文化庁の「文化財の防犯対策について（通知）」（平成27年4月30日）に準拠し、方針を定めていくものとする。

（1）防災・防犯に関する方針

- 台風と豪雨、火山災害、大規模な火災に対応するため、「指宿市地域防災計画」等を参考に、防災計画・防犯計画の立案を検討する。
- 台風と豪雨、火山災害、大規模な火災の災害時に備えて、指定等文化財カルテを作成し、歴史文化資源の所在地や所有者等の情報を把握する。
- 全国文化財防火デーに合わせて、市内各地で文化財防火デーを行うことで、市民・地域の防火意識向上に努めるとともに、市関係課・関係団体、市民・地域との協力・連携を推進する。
- 歴史文化資源の防犯対策として、所有者又は管理団体等が日頃から文化財やその周辺の状況の確認を行うとともに、文化財の周辺の整理整頓、及び定期的な見回りに努めるよう指導、助言をする。
- 歴史文化資源の防災・防犯に関する広報に努めることで、防災意識や防犯意識を醸成する。
- 歴史文化資源の所有者又は管理団体等に対し、防災体制の確立に関する指導・助言、支援などをする。
- 防災・防犯対策のために市役所関係部署、消防組合・警察署との連携を図る。
- 大規模災害の発生に備えて、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を得るために、鹿児島県との連携を構築する。

（2）被災後の歴史文化資源の取扱い

- 災害により歴史文化資源に被害が及んだ場合、被災した歴史文化資源は安易に移動、破棄せず、被害状況を確認後、専門家の指導助言を受けながら移動・修復の可否を判断する。
- 浸水、汚損による被害について、紙書類や木製品等は洗浄や乾燥について慎重を期す必要があることから、専門家の指導助言のもと対応に当たる。
- 史跡や記念物について、土地の崩落や倒木等の発生など二次災害も想定されることから、関係機関との協議のもと、必要に応じて一時的な措置を行い、本格的な修復については専門家の指導助言を受けながら進める。

第3節 歴史文化資源の防災・防犯に関する措置

課題，方針に基づく歴史文化資源の防災・防犯の取り組みとして，次の措置を実施する。

【凡例】No.：事業番号 ■：新規事業 □：既存事業

取組主体は，図157及び表14に対応

No.	事業名／事業概要	取組主体	財源	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1	歴史文化資源防災・防犯計画の立案検討 指宿市防災計画等を参考に，防災計画・防犯計画の立案を検討する	指宿市 市民・地域，専門	市費	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2 再掲 41	指定等文化財カルテ管理・更新 指定等文化財のカルテを作成し，定期的に更新する。同時にその業務が継続して実施できる体制も整備する	指宿市	市費	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
3	文化財防火デーの実施 全国文化財防火デーに合わせて，市内各地で文化財防火デーを行うことで，市民・地域の防災意識向上に努めるとともに，市関係課・関係団体，市民・地域との協力・連携を推進する	国・県 指宿市 市民・地域	市費 民間	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
4	指定等歴史文化資源の防犯指導・助言，支援 所有者等が日頃から歴史文化資源やその周辺の状況の確認を行い，歴史文化資源の周辺の整理整頓，及び定期的な見回りに努めるよう指導・助言，支援を行う	指宿市 市民・地域	市費 民間	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
5	歴史文化資源の防災・防犯に関する広報 歴史文化資源の防災・防犯に関する広報を実施し，防災意識や防犯意識を醸成する	指宿市	市費	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
6	指定等歴史文化資源防災体制整備 指定等歴史文化資源の所有者等に対し，防災体制の確立に関する指導・助言，支援を行う	指宿市 市民・地域	市費 民間	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
7	防災・防犯関係部署との連携 指宿市役所の防災・防犯関係部署や消防組合・警察署と連携を図り，歴史文化資源の防災・防犯に備える	指宿市 県	市費 県費	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
8	外部支援の要請 災害規模が大規模であり，市単独での対応が困難である場合，鹿児島県に外部団体による支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を要請する	指宿市 県 外部団体	市費 他	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□